

# 皆様のご意見をお寄せください！ パブリックコメント募集

## 白鷹町過疎地域自立促進計画(H28～32)(案)

町では、過疎地域自立促進特別措置法が5年間延長されたことから、これまでの白鷹町過疎地域自立促進計画(平成22～27年度)を継承し、平成28年度から平成32年度までの計画を策定します。計画の基本方針となる第5次白鷹町総合計画に掲げる子育て・教育、雇用産業、地域課題解決や防災等の施策に取り組み、過疎からの脱却、そして自立を目指します。また、平成27年10月に策定しました白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を反映し、産業の活性化による雇用の創出や定住促進、子育て支援や教育、地域コミュニティの振興等による人口減少対策に力を入れていきます。

この計画の策定により、財政負担が少なく有利な財源である地方債「過疎債」の発行が可能となります。これまで、この「過疎債」を活用して、道路や学校、公共施設等の社会資本を整備してきました。平成22年度からは、建設事業等のハード事業だけでなく、子育て支援や人材育成などのソフト事業にも過疎地域自立促進特別事業として「過疎債」を活用できるようになりましたので、引き続き本制度を有効活用し、効果的な過疎対策を推進します。

このほど計画案がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

### 白鷹町過疎地域自立促進計画(H28～32)(案)の概要

人口の見通し…2020年(平成32年)目標：13,500人

#### 1. 基本的な事項

- ① 白鷹町の概況 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件など
- ② 人口及び産業の推移と動向 人口の推移と今後の見通し、産業構造の変化、地域の経済的な立地特性
- ③ 行財政の状況 ア. 行政の状況 イ. 財政の状況 ウ. 主要公共施設整備水準の現況
- ④ 地域の自立促進の基本方針 白鷹町町民憲章、第5次白鷹町総合計画後期基本計画  
白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン
- ⑤ 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年

2. 産業の振興 農林業基盤整備、企業誘致、起業促進、商工業振興、観光拠点施設改修、6次産業化など
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 町道、農道、林道整備、デマンド交通運行など
4. 生活環境の整備 上下水道施設、廃棄物処理施設、消防分署・防災拠点施設整備など
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定こども園整備など
6. 医療の確保 医療機器整備、しらたか元気っ子事業(子ども医療費給付)など
7. 教育の振興 学校教育施設、集会施設・図書館(まちづくり複合施設)、体育施設整備など
8. 地域文化の振興等 文化交流センター地域文化創造事業、伝統芸能保存伝承事業など
9. 集落の整備 ふるさと移住推進プロジェクト、すまいる住まい！若者定住サポート事業等
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項 エネルギープロジェクト事業

#### ■過疎地域自立促進特別事業(代表的なソフト事業)

しらたか森林・林業再生プロジェクト▶ 再造林等の健全な森林育成と地域産材の利用循環モデルの構築  
日本の紅(あか)をつくる町プロジェクト▶ 紅花生産日本一をテーマに交流推進、SHIRATAKA REDの展開  
婚活★子育て応援プロジェクト▶ 結婚支援と子育ての切れ目ない支援体制の確立  
すまいる住まい！若者定住サポート事業▶ 定住を希望する住宅取得者に対する助成  
コミュニティセンター共創推進事業▶ コミュニティセンターを核とした地域づくり体制の確立